

平成27年 6 月11日開会

平成27年 6 月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その3)

目

次

第 2 1 号	新未来「創造」とくしま行動計画の策定について -----	1 頁
第 2 2 号	人事委員会委員の選任について -----	3
第 2 3 号	公安委員会委員の任命について -----	5

第 21 号

新未来「創造」とくしま行動計画の策定について

新未来「創造」とくしま行動計画を別冊のとおり定める。

平成 27 年 7 月 3 日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

新未来「創造」とくしま行動計画を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第 3 条第 1 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 2 2 号

人事委員会委員の選任について

人事委員会委員に，次の者を選任する。

平成 2 7 年 7 月 3 日 提出

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門

住	所	氏	名	生	年	月	日
徳島県徳島市東山手町1丁目		田	岡	博	明		

提案理由

吉岡宏美氏は，平成 2 7 年 7 月 2 0 日人事委員会委員の任期が満了するので，その後任として田岡博明氏を選任するため，地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 2 3 号

公安委員会委員の任命について

公安委員会委員に、次の者を任命する。

平成 2 7 年 7 月 3 日 提出

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門

住	所	氏	名	生	年	月	日
徳島県徳島市名東町 3 丁目		水	口	和	生		

提案理由

西宮映二氏は、平成 2 7 年 7 月 2 1 日公安委員会委員の任期が満了するので、その後任として水口和生氏を任命するため、警察法第 3 9 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

